

土木界が環境保全への関心を失くすことを恐れる



島谷幸宏
論説委員
九州大学 教授

東日本大震災や北部九州豪雨など、近年大規模な災害が頻発しており、社会資本整備の防災的な側面が強調されている。一方、災害後、防災とともに環境保全を望む住民も多く存在し、防災面を重視しがちな土木界の意識との乖離が心配される。

東日本大震災後、中央防災会議は復旧に当たって、Level1（明治三陸津波級の数十年に一度から百年に一度のレベルの外力）、Level2（東日本大震災津波級の数百年に一度というレベルの外力）という考え方を提示し、海岸堤防を中心とした河川・海岸構造物は Level 1 で復旧されることとなった。国土交通省はこの考え方が定まると、ただちに河川・海岸構造物の復旧時における景観検討会を立ち上げた（2011年9月）。東北の海岸沿いの海岸堤防およびそこに流入する河川下流部は壊滅的な被害を受けており、短期間にこれまでより高い堤防が建設されることになり、環境への影響を緩和すべきであると考えたためである。筆者は座長としてこのとりまとめに係らせていただき、手引書がまとめられた。手引書には景観だけでなく生態系の保全を含めた環境への配慮事項と対処法が記載されている。

大きな津波を受けた海岸には、絶滅危惧種の昆虫や植物がいち早く復活し、貴重な生物の生息場となった。生物学者や自然に関心がある住民から、工事の方法や堤防の位置について、貴重な生物に十分な配慮を求め声が多く上がった。国土交通省は堤防の位置の変更や工事方法の変更など柔軟で素早い対応を行った。そのため大きなトラブルには発展しなかった。東日本大震災のような甚大な被害を蒙った災害でさえ、その復旧にあたって環境問題は発生し、それに対して現場は真剣に対応しているが、そのことは、ほとんど社会や土木界に知られていない。中央の土木界においてもほとんど話題にはならず、環境に対する意識が薄れてきているのではないかと危惧している。

豊葦原瑞穂の国と呼ばれた我が国は弥生時代以降、水田稲作を中心として発展してきた。水田稲作を中心

とした国づくりとは、洪水からの被害をなるべく軽減し、水からの恵みを得るための国づくりである。完全に洪水を失くすことはできないため、洪水の被害を軽減する、あるいは洪水をゆっくりと水田に持ち込み栄養分を堆積させるなどのリスク軽減あるいはリスクを恵みに変える工夫がなされてきた。遊水地、霞堤、越流堤防、横堤、輪中堤、水害防備林など多様な技術と水利用のための様々なルールが構築されてきた。すなわちリスクと恵みを上手にバランスさせながら国土をマネジメントしてきたのである。近世までの恵みとは農林水産物が主であるが、現代の恵みはそれらに加えて環境が加わった。現代においても、災害リスクの軽減とともに、環境保全という恵みのマネジメントも行うことが必要なのではないか。

さて、環境と言っても2つの側面があることに留意する必要がある。1つは景観やレジャーなど人間にとっての環境であり、もう一つは生物が中心となった自然環境である。特に後者は人間との直接的な関係がないため見落とされがちである。しかし、21世紀になって世界中で自然再生事業が行われている。自然再生事業は人間の活動によって失われた自然を取り戻すためのプロジェクトと定義できるが、20世紀の行き過ぎた国土開発による生物の大量絶滅や水循環の変化への反省の意味を持っている。日本においても20世紀の後半以降、土木に対する社会的批判が強まったが、その理由の一つが土木事業による自然環境の破壊であったことを我々は忘れてはならない。私の建設省の先輩の故関正和さんの言葉は今でも深く心に残っている。「われわれに人間は、招かれた客としてこの自然を訪れている。したがって、人間の都合で、勝手気ままに自然を改変してはならない。自然の改変は必要最小限にとどめ、改変する場合にも別の形で自然を復元し、あるいは創出する努力をすべきである。それが人間と自然との調和ある共存を可能とするのだから。」

今再び土木事業に対する投資の機運が高まっているが、土木事業＝環境破壊というそしりを受けなければならぬ。土木界に環境が定着した結果であればよいのであるが、土木技術者全体の環境保全に対する意識が薄れてきているのではないかと危惧している。環境に対する深い理解と愛着を持って土木事業が展開されることが切に望む。